

年末調整の担当者様 必見！！

年末調整に向けて知っておくべき

定額減税の実務



参加無料
事前申込

本年6月から定額減税がスタートしました。6月1日時点での従業員の扶養状況に基づき、毎月の源泉徴収税から1人あたり3万円を控除する、月次減税事務が既に始まっています。そして12月以降の年末調整においては定額減税の控除額を確定させる年調減税事務が必要となり、従業員の定額減税漏れがないよう十分に注意が必要です。本セミナーでは年調減税の実務と留意点について、公認会計士がわかりやすくご説明いたします。

2024年 **11** 月 **19** 日 (火)

時 間 15:00～16:30

募集人数 先着30名

開催場所 関ヶ原町商工会館 2 階

住所：不破郡関ヶ原町関ヶ原2682-2

申込方法 裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAXを送信していただくか、WEBフォーム(QRコード)からお申し込みください。



セミナー講師

公認会計士・税理士
行政書士・登録政治資金監査人
みうら ようへい

三浦 陽平 氏

こんな疑問ありませんか？
それ セミナーで解決します！

- ▶パート従業員の給与が年の途中で103万円を超えてしまった、年調で減税していいの？
- ▶6月以降に就職した従業員は年調で減税すればいいの？
- ▶従業員の扶養の人数が6月以降に増減してしまった、いくら減税すればいいの？
- ▶住宅ローン減税のある従業員の定額減税はどうなるの？
- ▶定額減税で控除しきれなかった分はどうなるの？
- ▶2ヶ所以上で働いている従業員の定額減税はどうするの？
- ▶月次減税をするのを忘れていた。年調で控除していいの？
- ▶従業員が市町村から既に給付を受けた。定額減税を二重に行っているの？

(この事業は令和6年度制度改正等の課題解決環境整備事業として開催します)

お問
合せ

関ヶ原町商工会

☎ 0584-43-0270

不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2682-2

主催

岐阜県商工会連合会
岐阜・西濃ブロック広域支援室

お申
込み

▼FAXまたはWEBフォームにてお申込みください



0584-43-1591



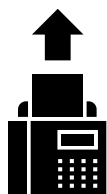
<https://forms.gle/UPQzBqiuNZKGg9>

共催

関ヶ原町商工会
関ヶ原町青色申告会



WEBフォーム



関ヶ原町商工会 行
FAX 0584-43-1591

関ヶ原町商工会
「定額減税」実務対応セミナー
参加申込書

セミナーに参加をご希望の方は、下記に必要事項をご記入の上、商工会までご持参または
FAXでお申込みください。WEB申込をご希望の方は、表面のQRコードよりお申込み
ください。

事業所名	
参加者氏名①	
参加者氏名②	
住 所	
T E L	
F A X	